

第二期

五ヶ瀬町子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月
宮崎県 五ヶ瀬町

令和2年度～令和6年度

ごあいさつ

平素より町民の皆様には、本町の児童福祉行政にご理解とご協力を賜り、心よりお礼申し上げます。

さて、本町では、平成26年度に第一期五ヶ瀬町子ども・子育て支援事業計画を策定して以来、5年の歳月が経過しました。第一期五ヶ瀬町子ども・子育て支援事業計画では平成26年度末で計画期間が終了した「次世代育成支援行動計画」及びそれに包括される母子保健計画を引き継ぐ計画として、本町の子育ての総合的な計画と位置付け、幅広い子ども・子育て支援施策を展開してきたところであります。



しかしながら、我が国は、急速な少子高齢化の進行とともに深刻な人口減少に直面しており、核家族化の進展や情報化社会による地域のつながりの希薄化等により、子育ての孤立や、家庭や地域における子育て力の低下が懸念されます。

このような急速に変化する社会情勢に対応できるよう、第一期計画の進捗を踏まえながら、近年の新たな展開に対応する施策も盛り込み、本町の状況に適した計画となるよう「第二期五ヶ瀬町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

今後も五ヶ瀬町子ども・子育て支援事業計画を、本計画の基本理念でもある「子どもたちが元気にすくすくと育ち、親が子育てを楽しめるまち」の実現のための指針と位置づけ、町民と行政が一体となって子ども・子育て支援施策を進めてまいります。

最後になりましたが、計画策定にあたり貴重なご意見を賜りました子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、町民の皆様、関係機関の方々に心から感謝申し上げます。

令和2年3月

五ヶ瀬町長 原 田 俊 平

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と主旨	2
2 計画の法的根拠と位置づけ	3
3 計画の期間	3
4 計画の策定体制と方法	4
第2章 五ヶ瀬町の現状	5
1 人口・世帯の状況	6
2 子どもと家庭の状況	8
3 子どもの出生、婚姻および就労の状況	9
4 アンケート調査結果の概要	12
第3章 第1期計画の進捗状況	21
1 教育・保育事業	22
2 地域子ども・子育て支援事業	24
第4章 計画の基本的な考え方	29
1 基本理念	30
2 施策体系	31
第5章 取り組み内容	33
基本目標1 子育て環境の充実	34
基本目標2 子どもの健やかな育ちのための支援の充実	39
基本目標3 地域ぐるみで子育てを支える環境の充実	43
第6章 事業計画	47
1 教育・保育の提供区域の設定	48
2 子ども子育て支援給付	49
3 地域子ども・子育て支援事業等	54
第7章 計画の推進体制	61
1 計画の推進に向けた役割	62
2 計画の達成状況の点検・評価	63
資 料 編	65
1 五ヶ瀬町子ども・子育て会議設置条例	66
2 五ヶ瀬町子ども・子育て会議委員名簿	68
3 策定経過	69

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と主旨

近年、わが国においては、急速な少子化の進行、核家族化や高齢化、また地域での人間関係の希薄化などにより、家庭や地域での子育て力が低下していると言われています。

急速な少子高齢化の進行は、人口構造にアンバランスを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。また、核家族化の進行、都市化の進展、就労環境の変化等、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

国においては、平成 24 年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法が成立し、質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供や地域の子ども・子育て支援を充実することを目的とした「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年4月から開始されました。加えて、平成 26 年4月には「次世代育成支援対策推進法」の有効期間が10年間延長され、地方公共団体および企業における子育て環境の整備の取組および行動計画の策定を継続していくことが規定されました。

さらに、平成 29 年6月には、2年間で待機児童を解消するための「子育て安心プラン」、平成 30 年9月には、次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭等が直面する「小1の壁」を打破する観点から、厚生労働省と文部科学省の連携のもと、「放課後子ども総合プラン」の進捗状況や、児童福祉や教育分野における施策の動向も踏まえ、「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、全ての小学生児童の安全・安心な居場所の確保を図るための目標が設定されました。

また、「新しい経済政策パッケージ」、「骨太の方針 2018」を踏まえ、子育て世帯の負担感を和らげ、少子化対策につなげるための幼児教育の無償化が、令和元年 10 月から始まりました。

これらの法に基づき、平成 27 年3月に、「五ヶ瀬町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画的に事業を進めてきました。この度、令和元年度で計画期間が満了となることから、近年の社会情勢や本町の子どもを取り巻く現状、計画の進捗状況を検証し、すべての子どもが健やかに育ち、また、安心して子どもを産み育てることができるよう、「第二期五ヶ瀬町子ども・子育て支援事業計画」（以下、本計画という）を策定します。

2 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

具体的な計画策定にあたっては、同法第60条に基づき、内閣総理大臣が定める、「子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本指針」を踏まえています。また、本計画は、次世代育成支援対策推進法の趣旨を踏まえつつ、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の制度的枠組みにとらわれない幅広い子ども・子育て支援の方向性を示すものであり、「次世代育成支援行動計画」の理念等を継承する計画として策定します。

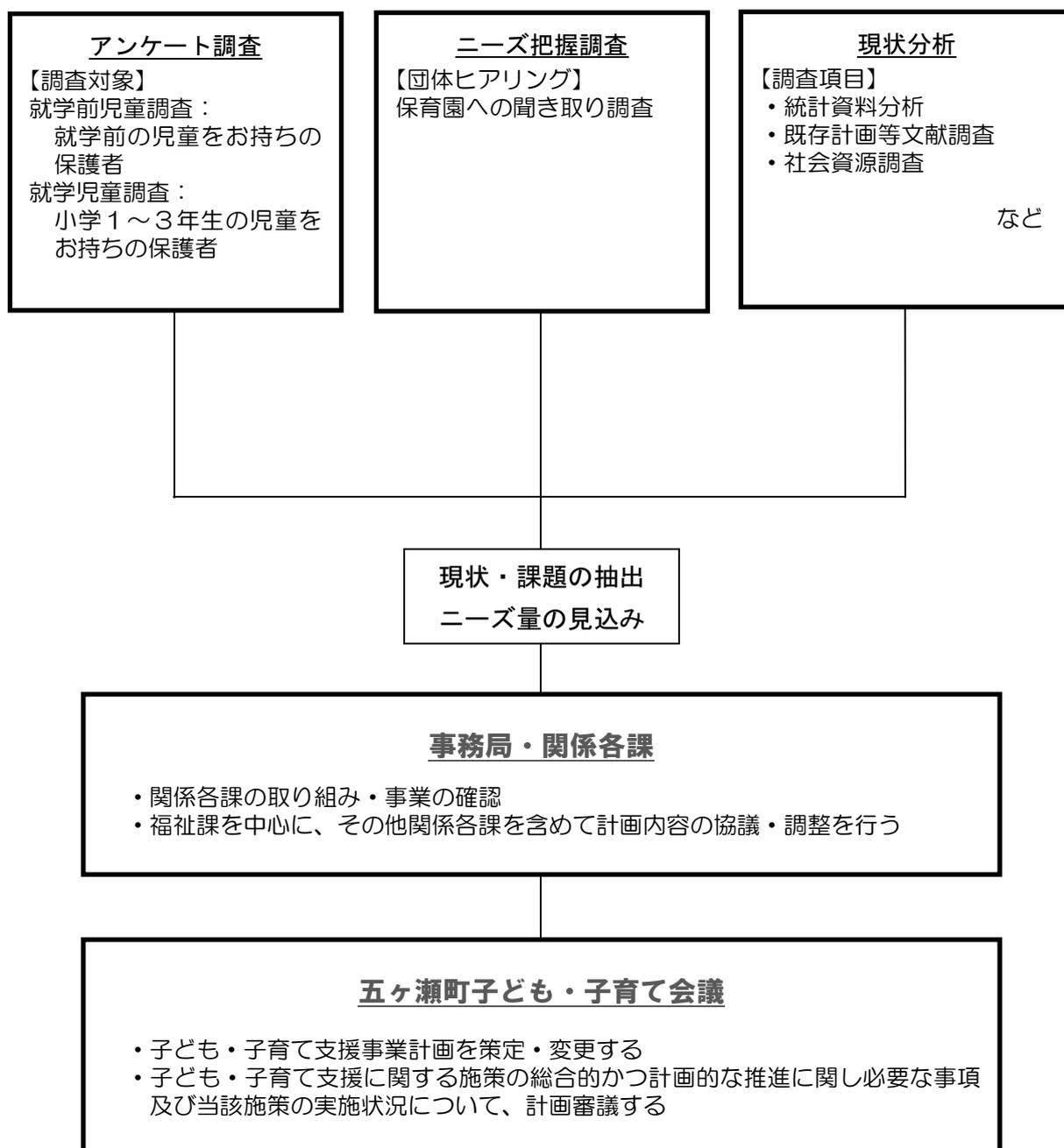
3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。

年度	平成 27～令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8	
	2015～2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	
	第一期	第二期五ヶ瀬町子ども・子育て支援事業計画							
					評価・見直し		次期計画		

4 計画の策定体制と方法

「子ども・子育て支援法」に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定等にあたっては、「市町村子ども・子育て会議」を設置することができるかとされています。本計画の策定においては、「五ヶ瀬町子ども・子育て会議」が同法で定める「市町村子ども・子育て会議」の役割を担うものとして位置づけました。



第2章 五ヶ瀬町の現状

1 人口・世帯の状況

■ 年齢3区分別人口構成の推移

本町の総人口は、平成12年の5,079人から平成27年の3,887人と15年間で1,192人減少しています。直近の住民基本台帳人口では、3,915人となり、総人口はわずかに増加しています。

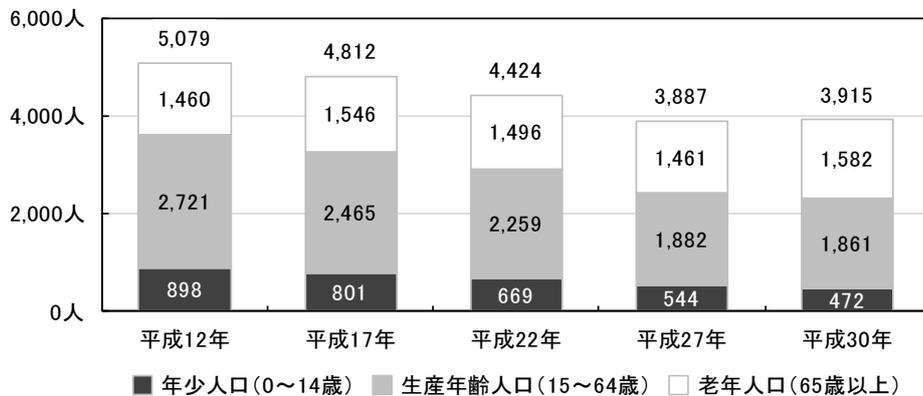
年齢3区分別にみると、平成12年以降、老年人口（65歳以上）は増加し、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は減少している状況が続いており、少子高齢化が進んでいます。

<年齢3区分別人口構成の推移>

単位：人

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成30年
総人口	5,079	4,812	4,424	3,887	3,915
年少人口(0～14歳)	898	801	669	544	472
構成比	17.7%	16.6%	15.1%	14.0%	12.1%
生産年齢人口(15～64歳)	2,721	2,465	2,259	1,882	1,861
構成比	53.6%	51.2%	51.1%	48.4%	47.5%
老年人口(65歳以上)	1,460	1,546	1,496	1,461	1,582
構成比	28.7%	32.1%	33.8%	37.6%	40.4%
年齢不詳	0	0	0	0	0

資料：国勢調査（平成12～27年）、住民基本台帳（平成30年9月末）



資料：国勢調査（平成12～27年）、住民基本台帳（平成30年9月末）

■ 一般世帯数の推移

本町の世帯構成の推移をみると、一般世帯総数は減少傾向で、平成27年では1,272世帯となっています。また、一世帯あたり人員数では平成12年の3.37人から平成27年の2.82人と減少しています。核家族世帯総数では、男親と子ども、女親と子どもの世帯が平成12年と平成27年を比較すると増加がみられます。

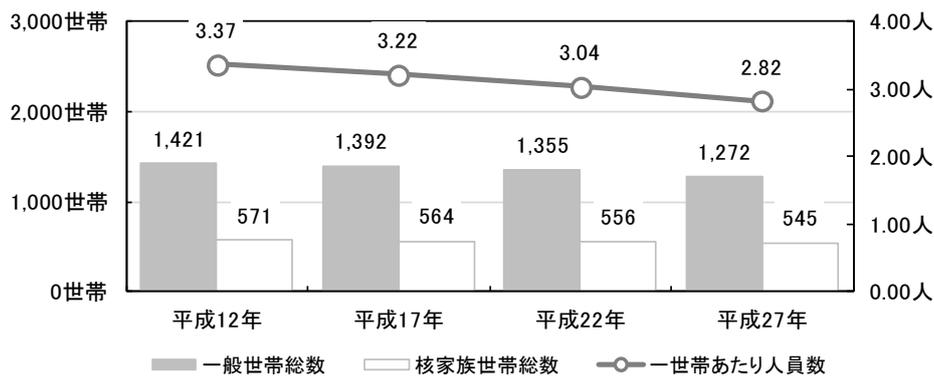
<世帯構成の推移>

単位：世帯

	一般世帯総数	親族世帯							非親族世帯	単独世帯	一般世帯人員数
		核家族世帯総数					親族世帯 その他の				
		夫婦のみ	子ども 夫婦と	子ども 男親と	子ども 女親と						
平成12年	1,421	1,178	571	272	222	11	66	607	1	242	4,789人
平成17年	1,392	1,114	564	265	220	9	70	550	0	278	4,478人
平成22年	1,355	1,047	556	256	198	15	87	491	5	302	4,121人
平成27年	1,272	955	545	260	180	21	84	410	2	315	3,586人

資料：国勢調査

※一般世帯総数は、平成22年、平成27年は世帯の家族類型「不詳」を含む



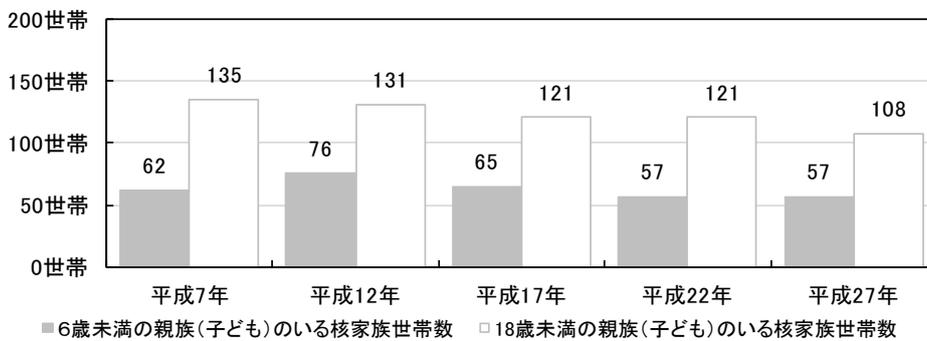
資料：国勢調査

2 子どもと家庭の状況

■ 6歳未満、18歳未満の子どものいる核家族世帯数の推移

6歳未満の親族のいる核家族世帯数の推移をみると、平成7年から平成12年は増加しているものの、平成22年にかけて減少し、それ以降はほぼ横ばいとなっており、平成27年には57世帯となっています。また、18歳未満の親族のいる核家族世帯数においては減少傾向にあり、平成27年には108世帯となっています。

<6歳未満、18歳未満の子どものいる核家族世帯数の推移>

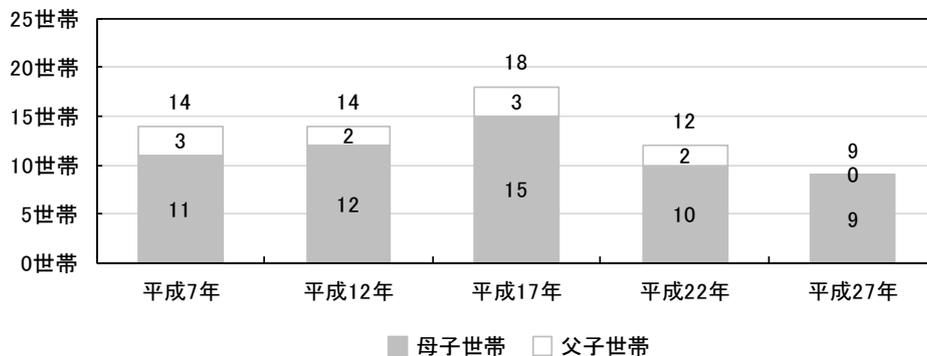


資料：国勢調査

■ ひとり親世帯数の推移

ひとり親世帯数（18歳未満の子どものいる母子世帯・父子世帯）の推移をみると、平成7年から平成27年で増減はあるものの、平成27年には9世帯となっています。

<ひとり親世帯数の推移>



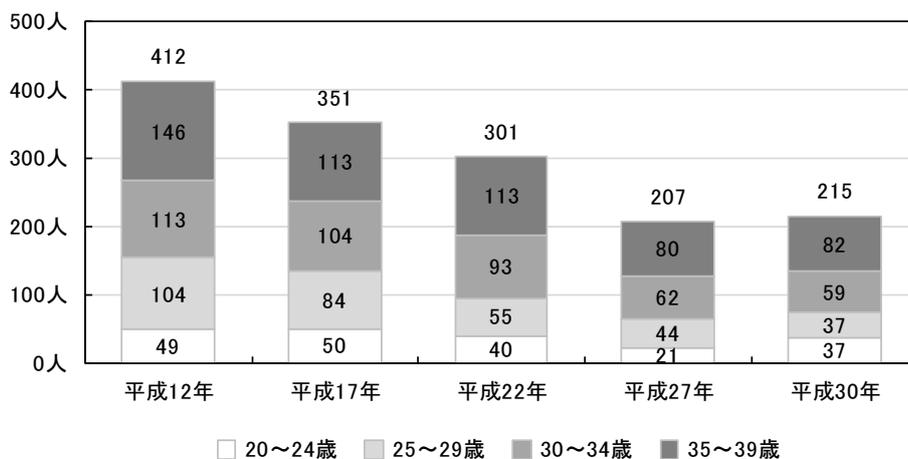
資料：国勢調査

3 子どもの出生、婚姻および就労の状況

■ 20歳代、30歳代の女性人口の推移

20歳代、30歳代の女性人口の推移をみると、減少傾向にあります。直近の住民基本台帳人口では、わずかに増加し215人となっています。

<20歳代、30歳代の女性人口の推移>

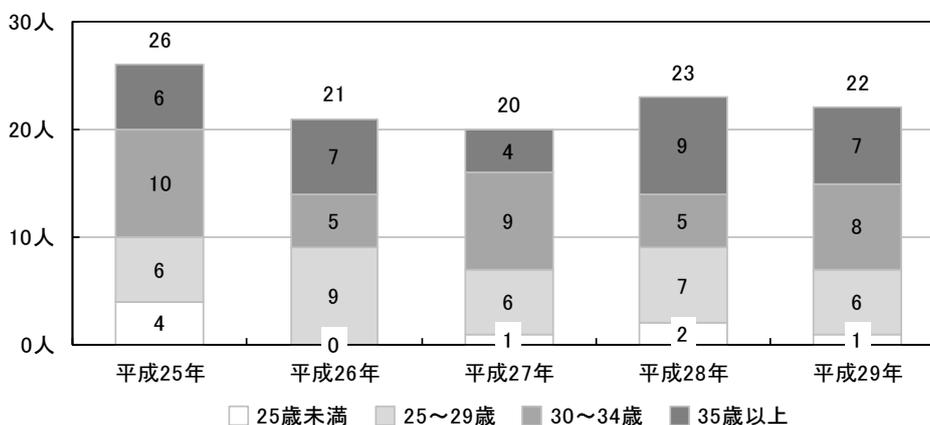


資料：国勢調査（平成12～27年）、住民基本台帳（平成30年9月末）

■ 母親の年齢別出生数の推移

母親の年齢別出生数の推移をみると、増減はあるものの平成29年では22人となっています。

<母親の年齢別出生数の推移>



資料：宮崎県衛生統計年報

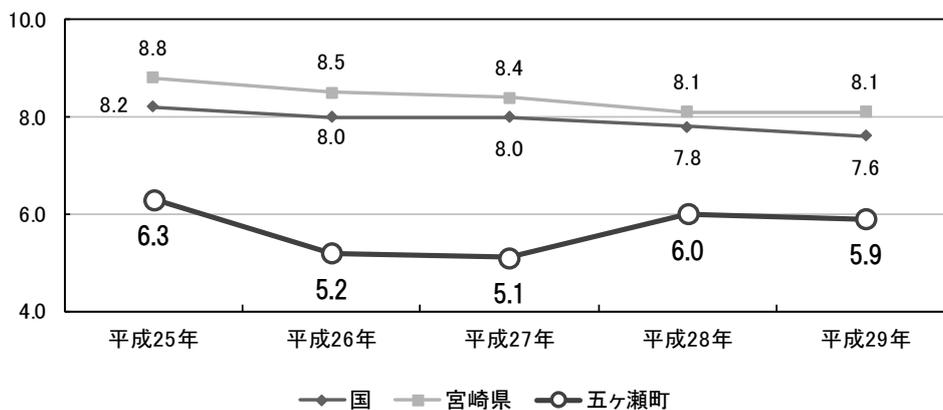
第2章 五ヶ瀬町の現状

3 子どもの出生、婚姻および就労の状況

■ 出生率の推移

出生率の推移をみると、国、宮崎県と比較すると、各年で低く推移しています。

<出生率(人口千人対)の推移および国、宮崎県との比較>

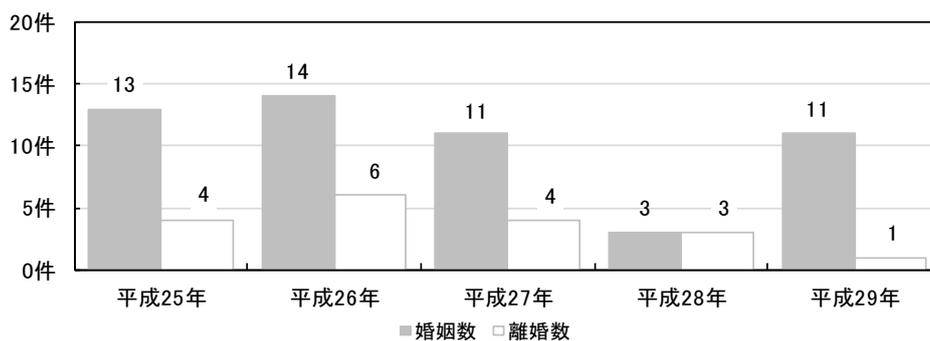


資料：宮崎県衛生統計年報

■ 婚姻・離婚数の推移

婚姻数の推移をみると、増減はあるものの、平成29年では11件となっています。また、離婚数の推移をみると、同じく増減はあるものの、平成29年では1件となっています。

<婚姻数、離婚数の推移>

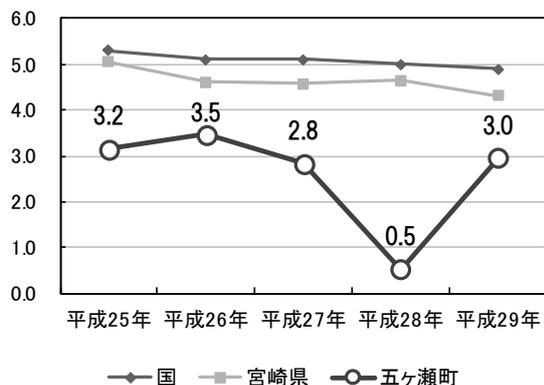


資料：宮崎県衛生統計年報

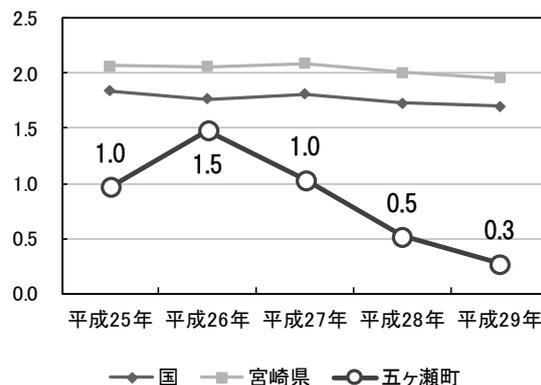
婚姻率、離婚率の推移をみると、国、宮崎県と比較すると、婚姻率、離婚率ともに低く推移しています。

<婚姻率、離婚率の推移および国、宮崎県との比較>

【婚姻率】



【離婚率】

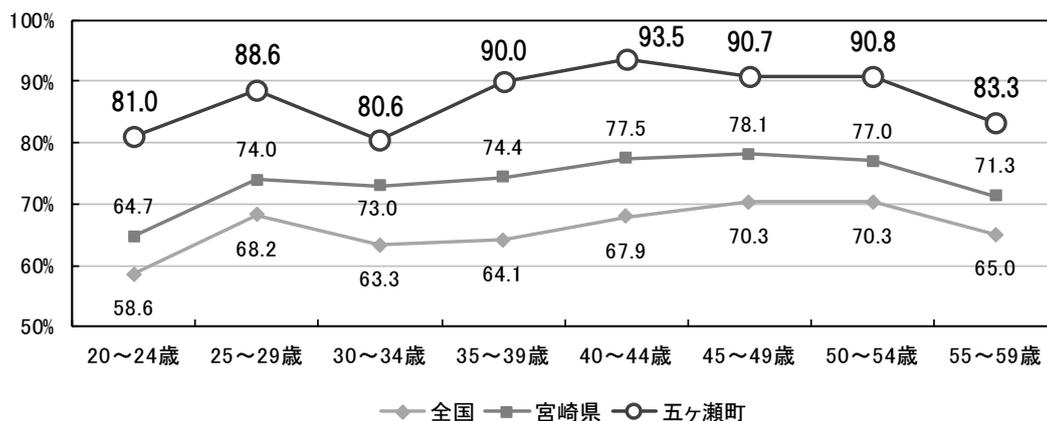


資料：宮崎県衛生統計年報

■ 女性の就業率の推移

女性の就業率の推移をみると、国、宮崎県と比較すると、すべての年代で就業率が上回っています。また、30～34歳代にかけては、いったん就業率が落ち込み、典型的なM字カーブ曲線となっていますが、35歳以上の就業率は高くなっています。

<女性の就業率の推移および国、宮崎県との比較>



資料：国勢調査

4 アンケート調査結果の概要

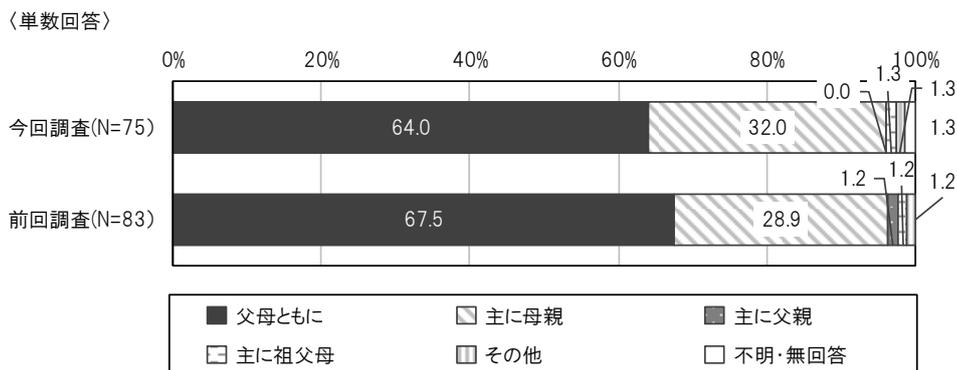
■ 調査の概要

	就学前児童調査	就学児童調査
調査対象者	就学前の児童をお持ちの保護者	小学1～3年生の児童をお持ちの保護者
調査方法	①利用施設・学校を通じた配布・回収 ②郵送による配布・回収	
調査期間	平成31年2月13日～2月22日	
配付・発送数	100件	36件
有効回答数	75件	31件
有効回答率	75.0%	86.1%

■ 子育ての状況

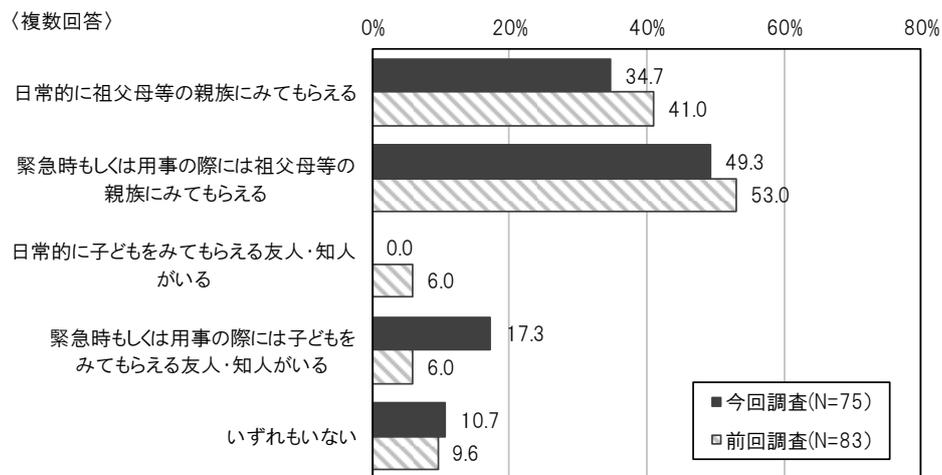
子育て（教育を含む）を主に行っている人を見ると、「父母ともに」が64.0%、「主に母親」が32.0%で全体の9割を占めています。また、前回調査と比較すると、「父母ともに」がわずかに減少し、「主に母親」がわずかに増加しています。

<主に子育てを行っている人>



日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無をみると、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が49.3%で最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が34.7%となっています。前回調査と比較すると、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」がともに低くなっています。また、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」については前回調査より高くなっています。

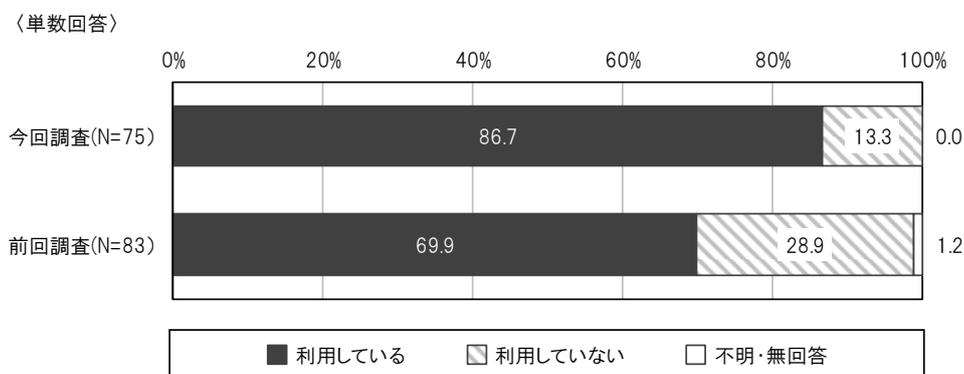
＜日頃、協力を得られる親族・知人の有無＞



■ 定期的な教育・保育事業の利用状況と利用意向

定期的な教育・保育事業の利用状況をみると、「利用している」が86.7%、「利用していない」が13.3%となっています。前回調査と比較すると、「利用している」が高くなっています。

＜定期的な教育・保育事業の利用状況＞

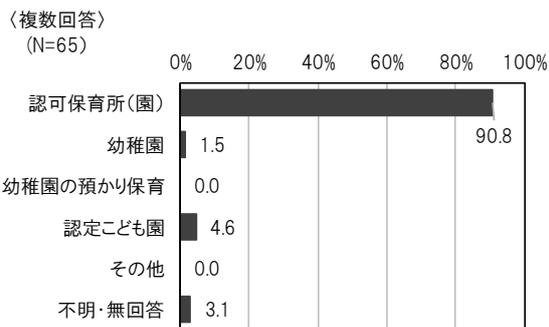


第2章 五ヶ瀬町の現状
4 アンケート調査結果の概要

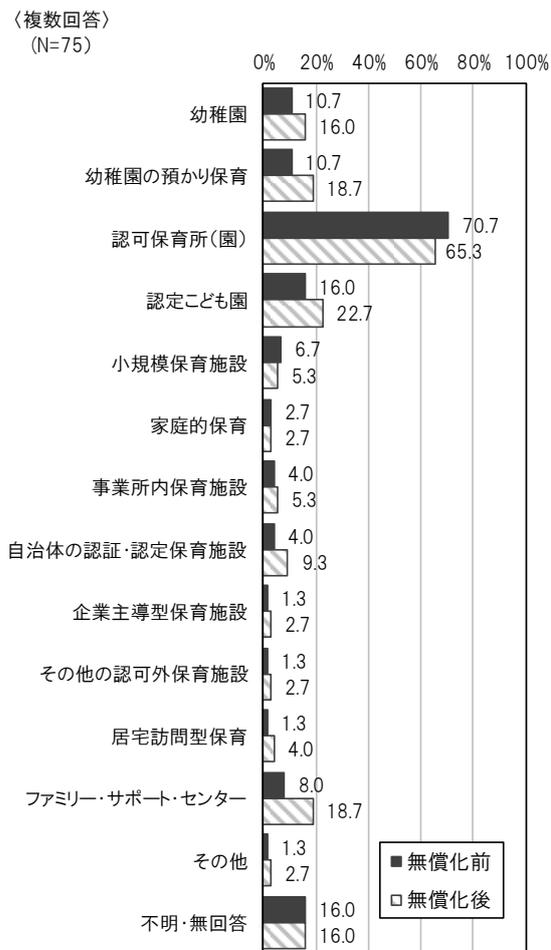
利用している教育・保育事業をみると、「認可保育所（園）」が90.8%で最も高く、次いで「認定こども園」が4.6%となっています。今後の利用意向をみると、「認可保育所（園）」が最も高く、次いで「認定こども園」となっています。

＜利用している事業と今後の利用意向＞（今回調査）

【現在利用している定期的な教育・保育事業】



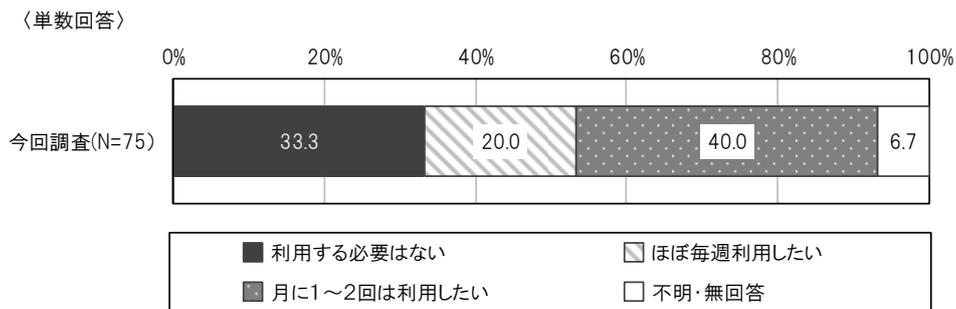
【今後希望する定期的な教育・保育事業】



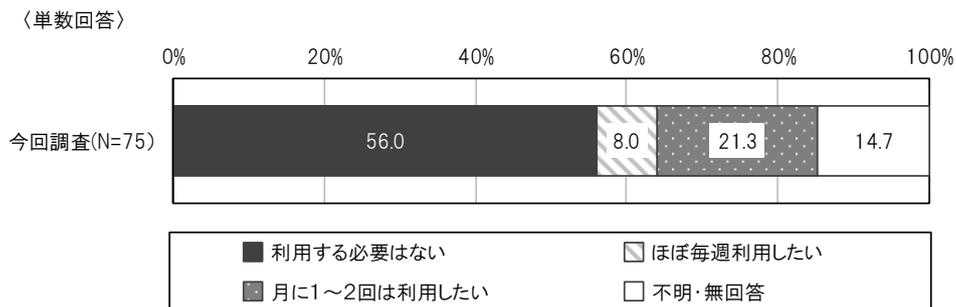
■ 土曜・休日の定期的な教育・保育事業の利用意向

土曜・休日の定期的な教育・保育事業の利用意向については、土曜日は「月に1～2回は利用したい」、日曜日・祝日は「利用する必要はない」が最も高くなっています。

<土曜日の利用意向>



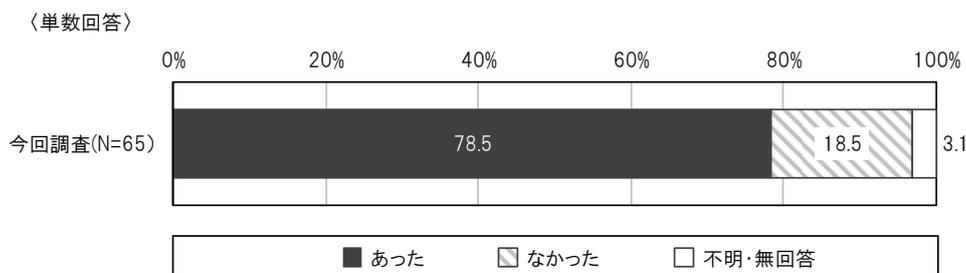
<日曜日・祝日の利用意向>



■ 病気の際の対応

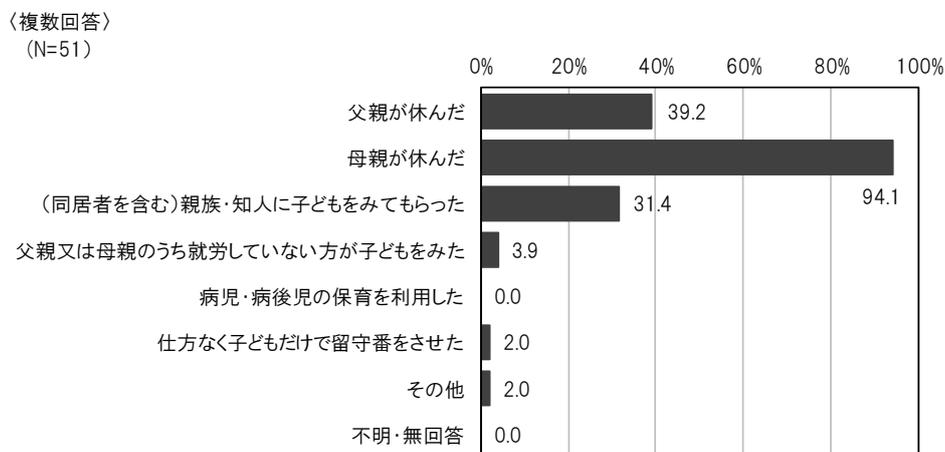
病気やケガで通常の事業が利用できなかったことがあったかをみると、「あった」が78.5%、「なかった」が18.5%となっています。

＜病気やケガで通常の事業が利用できなかったことがあるか＞



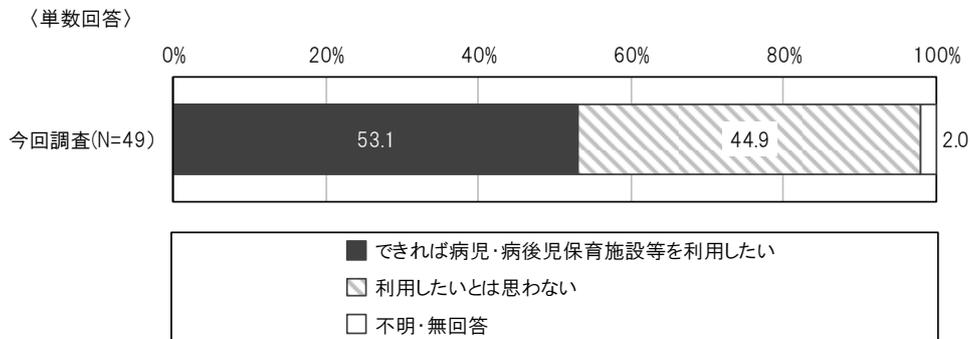
病気やケガで教育・保育の事業を利用できなかった際の対処方法をみると、「母親が休んだ」が94.1%と最も高く、次いで「父親が休んだ」が39.2%、「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」が31.4%となっています。

＜その際の対処方法＞ (今回調査)



病児・病後児のための保育施設等の利用意向をみると、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が53.1%、「利用したいとは思わない」は44.9%となっています。

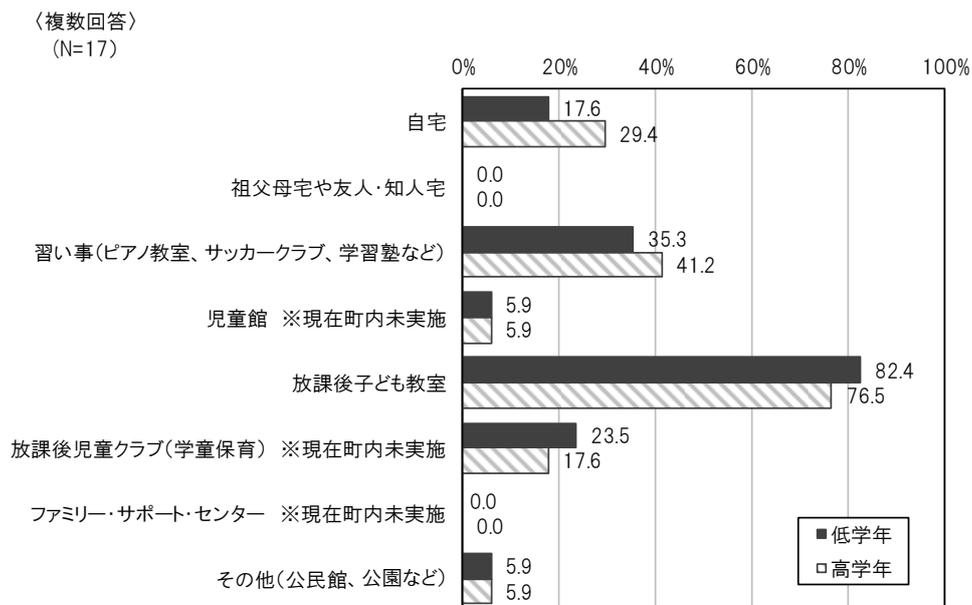
<保護者が休んで対処した経験のある人の病児・病後児保育施設等の利用意向>



■ 小学校就学後の放課後の過ごし方

希望する放課後の過ごし方をみると、低学年では「放課後子ども教室」が82.4%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が35.3%となっています。高学年では、「放課後子ども教室」が76.5%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が41.2%となっています。

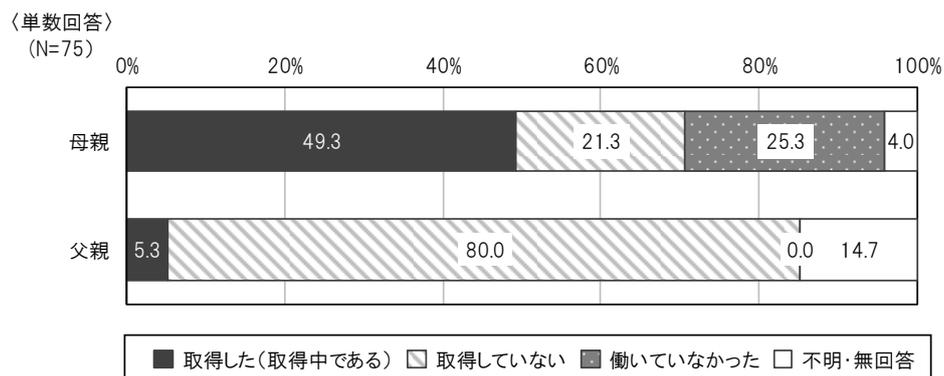
<小学校就学後に希望する放課後の過ごし方>（今回調査）



■ 育児休業について

育児休業の取得状況をみると、就学前の母親では「取得した（取得中である）」が49.3%、「働いていなかった」が25.3%、「取得していない」が21.3%となっています。父親では「取得していない」が80.0%、「取得した（取得中である）」が5.3%となっています。

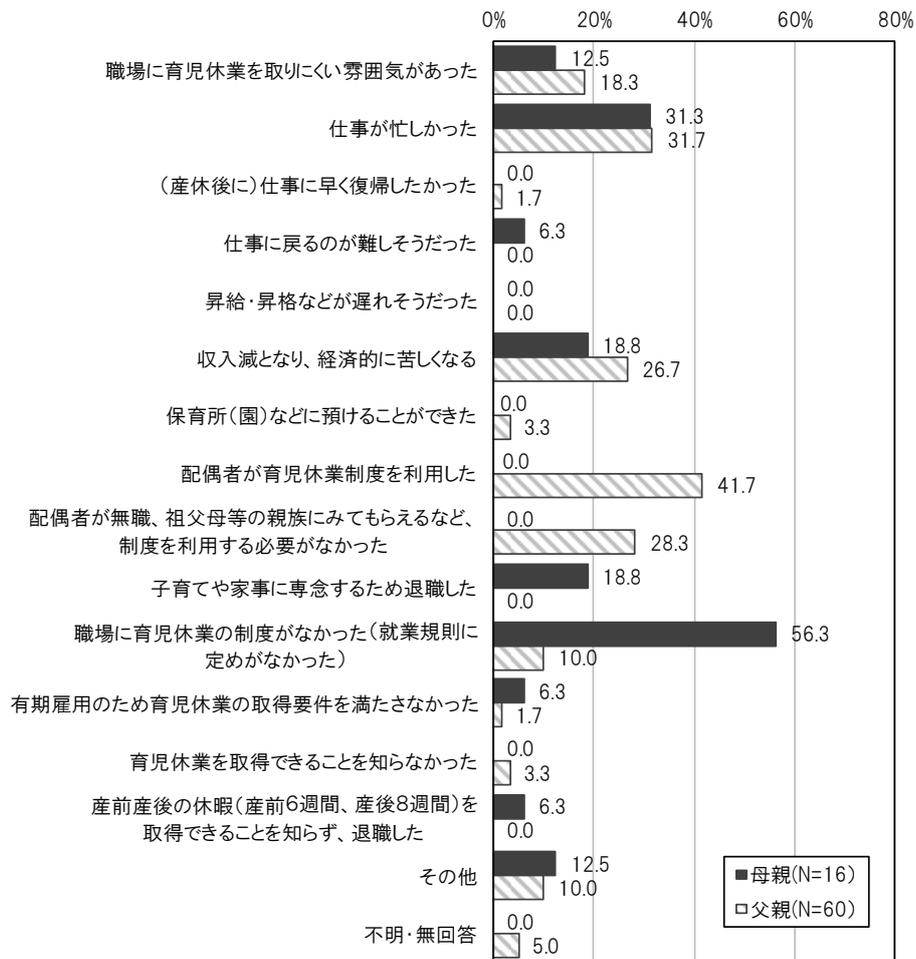
<育児休業の取得状況【就学前児童】>（今回調査）



取得していない理由をみると、就学前の母親では「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」が56.3%で最も高くなっています。父親では「配偶者が育児休業制度を利用した」が41.7%で最も高く、次いで「仕事が忙しかった」が31.7%、「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」が28.3%となっています。

＜育児休業を取得していない理由【就学前児童】＞（今回調査）

〈複数回答〉



第3章 第1期計画の進捗状況

1 教育・保育事業

現在の教育・保育事業の利用状況は以下の通りです。

		令和元年度（平成31年4月1日現在）				
		1号	2号		3号	
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外 3～5歳	0歳	1、2歳
五ヶ瀬町の子ども		5	70	17	38	
実績値	特定教育・保育施設	町内0人 町外5人	町内67人 町外2人	町内7人 町外0人	町内29人 町外1人	
	保育所	/		7	29	
	幼稚園	0	/		/	
	認定こども園	5	1	0	1	

（認定区分）

- 1号認定：満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前の子ども
- 2号認定：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども
- 3号認定：満3歳未満の保育の必要性を受けた就学前の子ども

■ 教育事業【1号認定・2号認定（幼児期の学校教育の利用希望が強い）】

単位：人

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	4	4	3	3	3
	確保の内容	0	0	0	0	0
実績値		2	2	6	7	5

■ 保育事業【2号認定（3～5歳）】

単位：人

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	68	56	53	49	48
	確保の内容	88	88	88	88	88
実績値		92	85	82	70	69

■ 保育事業【3号認定（0歳）】

単位：人

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	12	12	12	12	12
	確保の内容	12	12	12	12	12
実績値		15	7	12	9	7

■ 保育事業【3号認定（1、2歳）】

単位：人

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	37	37	36	35	35
	確保の内容	55	55	55	55	55
実績値		40	35	36	39	30



2 地域子ども・子育て支援事業

■ 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

単位：人日／月

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	234	233	230	229	229
	確保の内容	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
実績値		197	186	210	155	219

町内には、子育て支援センターが1か所あり利用者は増加傾向です。

■ 妊婦健康診査

単位：人

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	22	22	22	22	22
実績値		27	24	17	19	15

受診者が減少傾向になっていますが、今後も継続して受診の勧奨を行っていきます。

■ 乳児家庭全戸訪問事業

単位：人

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	22	22	22	22	22
実績値		20	20	18	16	9

出生数の減少により、見込みよりも実績値は下回っています。今後もすべての乳児を訪問できるように体制の整備に努めます。

■ 養育支援訪問事業

単位：人

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	3	3	3	3	3
実績値		-	-	-	-	-

本事業の対象となる家庭はみられませんでした。

■ ファミリー・サポート・センター事業

単位：人日

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	60	60	60	60	60
実績値		-	-	-	-	-

本事業は実施をしていないため、実績はみられません。

■ 一時預かり事業（保育園における一時預かり）

単位：人日／年

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	265	220	200	185	180
	確保の内容	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
実績値		141	94	106	52	35

本町では、保育所を利用していない乳幼児の一時預かりを保育所2園で実施しています。利用者は減少傾向になっています。

第3章 第1期計画の進捗状況
2 地域子ども・子育て支援事業

■ 延長保育事業

単位：人

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	61	55	52	50	50
	確保の内容	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
実績値		1	0	0	18	12

本町では、全園で実施しています。利用者は平成30年度から増加傾向になっています。

■ 病児・病後児保育事業

単位：人日／年

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	123	110	105	100	99
	確保の内容	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
実績値		0	0	0	0	0

本町においては、事業を実施していないため、実績がみられません。

■ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

単位：人／年

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	22	21	21	20	9
	確保の内容	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所

■ （参考）放課後子ども教室

単位：人／年

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画値	量の見込み	180	180	180	180	180
	確保の内容	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
実績値	低学年	86	96	88	83	77
	高学年	85	75	79	71	82

本町では放課後児童クラブは未設置となっておりますが、参考として、放課後子ども教室において、利用者はほぼ横ばい傾向となっており、ニーズが高い状況です。

第4章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

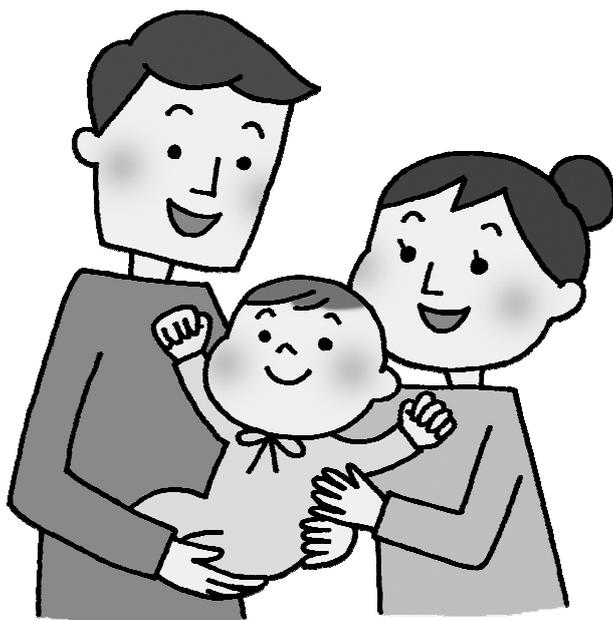
本町においては、「子どもたちが元気にすくすくと育ち、親が子育てを楽しめるまち」を基本理念として様々な施策を展開してきました。

しかしながら、子どもや子育てをめぐる環境は依然として厳しく、共働きの増加、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化の中で、子育てに対する不安や孤立感を感じる保護者は少なくありません。

子どもは社会の希望であり、未来をつくるかけがえのない大切な存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支援することは、子ども自身や家庭のみならず、地域社会にとっても重要なことです。そのため、前計画の基本理念を踏襲し、子育て支援の充実を推進します。

< 基本理念 >

子どもたちが元気にすくすくと育ち、
親が子育てを楽しめるまち



2 施策体系

基本理念	基本目標	取り組み
<p>子どもたちが元気にすくすくと育ち、 親が子育てを楽しめるまち</p>	<p>基本目標1 子育て環境の充実</p>	<p>(1) 子育てサービス等の充実 (2) 子育て家庭への経済的支援 (3) 児童虐待防止対策の充実 (4) 支援が必要な子どもと保護者への支援の充実 (5) 仕事と子育ての両立支援</p>
	<p>基本目標2 子どもの健やかな育ちのための支援の充実</p>	<p>(1) 母子の健康支援の充実 (2) 生きる力を育てる学校教育の推進 (3) 食育の推進</p>
	<p>基本目標3 地域ぐるみで子育てを支える環境の充実</p>	<p>(1) 地域における子育て支援の充実 (2) 家庭教育の充実 (3) 子育てに配慮した生活環境の充実</p>

第5章 取り組み内容

基本目標1 子育て環境の充実

～施策の方向性～

子ども・子育て支援制度に基づき、子育て家庭のニーズに応じた幼児期の教育・保育を一体的に提供できる環境整備を進めます。将来を担う若い世代が希望を持って地域で生活し、子どもを産み育てられるよう、経済的支援に取り組みます。ひとり親家庭、障がいのある子どもや外国につながる子どもや家庭など、特に援助が必要な子育て家庭への支援を充実するとともに、児童虐待や貧困などの深刻な課題を抱える家庭への支援をより一層進めます。

(1) 子育てサービス等の充実

事業名	担当課	内容
情報提供の充実	福祉課	<p>子育てガイドブックを活用し、子育て支援サービスの情報提供を行っています。また、子育て支援センターを中心に、LINE、フェイスブックを活用したイベント情報を提供しています。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>今後は、ガイドブックの内容を適宜見直すとともに、広報紙、ホームページ、SNS等あらゆる媒体を活用して、子育て支援の情報提供に努めます。</p>
相談体制の充実	福祉課	<p>育児不安の解消を図るため、乳幼児健診の場、家庭訪問や電話相談などを活用して保護者への相談や指導を実施しています。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>今後も相談しやすい環境づくりに努め、子育て世代包括支援センターを設置し、相談体制の充実に取り組みます。</p>

事業名	担当課	内容
幼児教育・保育の質の向上(新規)	福祉課	<p>教育・保育施設等を通じた幼児教育の質の向上を図ることが求められており、教育・保育施設等への支援が求められています。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>保育者の専門性の向上を図るため、町内の保育施設等への訪問支援を通じて、教育内容や指導方法の改善等について助言等を行う「幼児教育アドバイザー」の育成・配置を検討します。</p>
ブックスタート・ウッドスタート事業(新規)	福祉課	<p>親子の絆づくりを支援するとともに、子どもが健やかに育ち、またその保護者が安心して子育てができるまちづくりを目的とし、生後4か月を迎えた子どもに絵本を、生後7か月を迎えた子どもに木製品を贈呈しています。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>今後も継続して事業を実施していきます。</p>

(2) 子育て家庭への経済的支援

事業名	担当課	内容
各種手当に関する周知	福祉課	<p>児童手当等各種手当に関する周知を図るため、出生、転入時周知しています。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>今後も引き続き、制度の周知を図り、子育て世帯の経済的負担の軽減に努めます。</p>
こども医療費助成事業の推進	福祉課	<p>子どもの病気の重症化を予防し、健やかな成長を支援するため、子どもの医療費等の助成を中学3年生まで行っています。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>今後も事業を継続して実施します。</p>
出産おめでとう祝い金の支給の実施(新規)	福祉課	<p>町の未来を担う子どもの誕生を祝福するとともに、子どもの健全育成を図るため、出産おめでとう祝い金を支給しています。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>今後も事業を継続して実施します。</p>

(3) 児童虐待防止対策の充実

事業名	担当課	内容
虐待防止ネットワークの推進	福祉課	町内においては、児童虐待等の事例はみられませんが、必要に応じて、ケース会議等に参加しています。 【今後の方向性】 今後も関係機関等との連携を図り、早期発見、早期対応に取り組みます。
県北地区児童虐待防止連絡協議会の充実	福祉課	連絡協議会に参加し、情報共有に努めています。 【今後の方向性】 今後も児童委員とともに協議会へ参加し、情報共有に努めます。
児童虐待の早期発見・早期対応の推進	福祉課	町内においては、児童虐待等の事例はみられません。常に、福祉課と教育委員会の連携を図っており、児童生徒に関する情報を共有しています。 【今後の方向性】 今後も関係機関等との連携を図り、早期発見、早期対応に努めます。
児童虐待等に関する相談体制の充実(新規)	福祉課	児童虐待などに関する相談を受け付け、関係機関と連携しながら対応できる体制をつくっています。 【今後の方向性】 今後は子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、専門的な相談を行う「子ども家庭総合支援拠点」を令和4年度までに整備できるよう、検討を行います。

(4) 支援が必要な子どもと保護者への支援の充実

事業名	担当課	内容
ひとり親家庭の相談体制の充実	福祉課	関係機関等との連携を図り、相談体制を構築しています。 【今後の方向性】 今後も関係機関等との連携を図ります。
経済的自立支援の充実	福祉課	福祉資金の貸付事業の周知を行っています。 【今後の方向性】 今後も相談に対応し、支庁福祉課へつなぐとともに、情報提供に努めます。

事業名	担当課	内容
ひとり親家庭医療費助成事業の推進	福祉課	<p>医療費の助成を行い、医療における経済的負担の軽減を図っています。</p> <p>【今後の方向性】 今後も継続して医療費の助成を行います。</p>
生活困窮世帯への支援(新規)	福祉課	<p>生活困窮に関する相談に応じるとともに、関係機関とも連携して、必要な支援を行っています。</p> <p>【今後の方向性】 今後も継続して実施します。</p>
関係機関の連携強化	福祉課	<p>保健、医療、福祉、教育等の関係機関との連携を図り、情報を共有し、早期発見、早期対応に取り組んでいます。</p> <p>【今後の方向性】 今後も関係機関等との連携強化を図ります。</p>
障がい児福祉サービス等の充実	福祉課	<p>子どもの健やかな成長のために、子どもに合ったサービスを提供できるよう努めています。</p> <p>【今後の方向性】 今後も関係機関や近隣市町村との連携を図り、各種サービスの充実に取り組みます。</p>
特別支援教育の充実(新規)	教育委員会	<p>障がいなど、特別な配慮を必要とする子どもに対して、適切な教育的支援を行っています。</p> <p>【今後の方向性】 今後も継続して実施するとともに、相談員の確保や専門性を高める研修などを教職員等に実施します。</p>
外国につながる子どもへの支援(新規)	福祉課	<p>外国人の就業の場の受け入れなどにより、外国につながる子どもの増加が予測されます。</p> <p>【今後の方向性】 今後外国籍あるいは外国につながる子どもや保護者が安心して保育・教育施設等が利用できるよう、言葉や文化の違いを理解し、多文化共生を進めます。</p>

(5) 仕事と子育ての両立支援

事業名	担当課	内容
職場における子育て意識の啓発(新規)	福祉課	労働時間や就労形態等に関する制度の情報提供を充実し、各種制度の周知啓発を行うことで、事業所の意識向上を図っています。 【今後の方向性】 今後も育児休業の取得しやすい職場環境を促進し、父親の育児参加ができるよう、事業所の理解を促進します。
男女の協力による子育ての推進(新規)	福祉課	家庭における男女共同参画を促進するために、家庭、地域、職場において、家事や育児等の家庭的責任を男女がともに担うよう啓発活動に努めています。 【今後の方向性】 今後もあらゆる機会を通じて啓発活動を行い、男女の協力を促進します。また、子育てセミナー等の開催を子育て支援センターや保育所等と連携し進めていきます。



基本目標2 子どもの健やかな育ちのための支援の充実

～施策の方向性～

親子が心身ともに健やかな生活を過ごすことができるよう、妊娠期から出産までの母子の一貫した健康管理や育児支援を進めます。妊婦健診や乳幼児健診など、各種母子保健事業の充実を図ります。また、人間性豊かな生きる力を持った子どもの育成を支援するため、グランドビジョンの推進に取り組みます。学校と地域との連携により、個性や自主性をはぐくむ教育力の向上を進めます。さらに、発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供に取り組みます。

(1) 母子の健康支援の充実

事業名	担当課	内容
母子手帳の交付	福祉課	母子手帳交付時（随時電話で予約受付）に希望者に対しては、健康づくり推進委員活動や子育て支援センターに関する情報提供を行い、安心して出産が迎えられるように支援しています。 【今後の方向性】 今後も継続して実施します。
妊婦健康診査等の推進	福祉課	妊婦健康診査の助成をはじめ、妊婦健康診査時の交通費、妊婦歯科検診、産後健診、新生児聴覚検査等の助成を行っています。 【今後の方向性】 健診の受診を推進し、今後も継続して実施します。
成長に応じた切れ目のない支援の充実	福祉課	母子手帳交付から育児相談や乳幼児健診を通して、保健師等が乳幼児や妊産婦の健康の保持増進のための支援を行い、また、保育園手続き、療育等の相談や手続きも福祉課窓口で行っています。 【今後の方向性】 令和2年度に子育て包括支援センターを設置予定のため、切れ目のない継続した支援体制の充実を図り、今後も継続して取り組みます。

第5章 取り組み内容

基本目標2 子どもの健やかな育ちのための支援の充実

事業名	担当課	内容
乳幼児健診の充実	福祉課	<p>新生児期から乳幼児期を通じて子どもの健康が確保されるよう4か月健診、7か月健診、12か月健診、1歳6か月健診、3歳6か月健診および5歳児健診を実施しています。医療、保健、福祉等関係機関との連携が図られています。</p> <p>【今後の方向性】 今後も継続して実施します。</p>
乳児家庭全戸訪問事業	福祉課	<p>すべての乳児のいる家庭を生後2か月以内に訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業を実施しています。子育て支援センターと同伴訪問を実施しており、子育て支援センターの利用にもつながっています。</p> <p>【今後の方向性】 今後も全家庭へ実施します。</p>
育児学級の実施	福祉課	<p>子どもの健全な成長・発達のため、保護者に対して、育児学級を実施しています。出生数が減少していることから、参加者が少ない状況です。そのため、離乳食学級を合わせて開催しています。</p> <p>【今後の方向性】 今後も継続して実施します。</p>
歯科保健事業の推進	福祉課	<p>生活習慣病に影響がある虫歯や歯周病を予防するため、1歳6か月、3歳6か月、5歳児を対象に歯科健診を実施しています。フッ素塗布を2歳、2歳6か月、3歳、3歳6か月、4歳、4歳6か月、5歳児を対象に実施しています。フッ素洗口は、保育所の年中から中学3年生まで実施しています。</p> <p>【今後の方向性】 今後も継続して実施します。</p>
予防接種の実施	福祉課	<p>感染症による患者の発生や死亡者の減少を目的として、予防接種法に基づき予防接種を行っています。個別に通知を行い、個別接種を実施することで受診しやすい体制に努めています。</p> <p>【今後の方向性】 今後も継続して、未接種者には接種勧奨に努めます。</p>

(2) 生きる力を育てる学校教育の推進

事業名	担当課	内容
乳幼児とのふれあい体験の実施	教育委員会 福祉課	<p>保育所での職場体験を実施し、中学生が乳幼児とふれあう機会を設けています。また、日常的に各種行事等で乳幼児とかわる機会が多くなっています。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>今後も引き続き実施し、学校の授業や行事等を活用し、乳幼児とふれあう機会を充実します。また、五ヶ瀬教育グランドビジョンの「五ヶ瀬 AS カリキュラム」を通じて、保育所、小学校、中学校の連携を推進します。</p>
学力向上アクションプランの推進	教育委員会	<p>G 授業や各種研修会、要請訪問等の取り組みにより、本町の全国学力・学習状況調査結果での学力は全国平均を大きく上回り、県内でも上位となっています。また、各学校での独自研修を実施することで、教員の授業力向上に取り組んでいます。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>今後も児童・生徒の学力向上に取り組むとともに、リーディングスキルテストの導入や非認知的能力の育成をめざした取り組みを検討します。</p>
五ヶ瀬町教育グランドビジョンの推進(新規)	教育委員会	<p>五ヶ瀬町教育グランドビジョンを推進しており、保育所との連携や非認知的能力(コミュニケーション力、忍耐力、表現力等)の育成を強化し、指導しています。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>今後も五ヶ瀬町教育グランドビジョンの推進に向けて各事業を展開します。また、教員一人ひとりがやりがいと充実感を持ち業務ができるよう、教員に対する支援体制も充実します。</p>

第5章 取り組み内容

基本目標2 子どもの健やかな育ちのための支援の充実

事業名	担当課	内容
道徳教育の推進(新規)	教育委員会	<p>現在、道徳は教科化されており、道徳教育の充実に努めています。教育内容の充実を図るため、各種研修会に積極的に参加しています。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>今後考える道徳教育の充実に努め、各学校における授業研究会等の実践的な研修を取り組みます。また、県の研修等の参加を促進します。</p>
G 授業の推進(新規)	教育委員会	<p>G 授業において、さまざまな体験学習の推進を図っています。豊かな体験活動においては、児童、生徒の実態や地域の実状に応じた指導を行っています。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>今後も G 授業における体験活動は、保育所から中学校卒業時まで体系的に位置づけられており、特色ある教育を展開します。また、地域コーディネーターとも連携し、地域の人材や素材を積極的に活用します。</p>
学校いきいきプランの充実	教育委員会	<p>町雇用の臨時的任用講師を採用することにより、複式解消に努めています。また、特別支援教育支援員も雇用し、一人ひとりに応じた指導の充実に努めています。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>今後も会計年度任用職員や特別支援教育支援員を雇用し、きめ細かい指導に努めます。</p>

(3) 食育の推進

事業名	担当課	内容
食に関する体験活動の充実	福祉課	<p>乳幼児健診時の栄養相談、保育所や子育て支援センターと連携した食事づくり等の体験活動を中心に食育を推進しています。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>今後も継続して実施します。</p>

基本目標3 地域ぐるみで子育てを支える環境の充実

～施策の方向性～

人間性豊かな生きる力を持った子どもの育成を支援するため、子育てに関する意識を高めるとともに、地域の子育て力を高めます。また、親子や地域住民が気軽に参加し交流できる居場所づくりを進めます。さらに、すべての子育て家庭が安心して暮らせるよう、生活環境整備を進めます。

(1) 地域における子育て支援の充実

事業名	担当課	内容
子育て支援等ネットワークの推進	福祉課	子ども・子育て会議の開催により、各関係機関との情報共有や意見交換を定期的実施しています。 【今後の方向性】 今後も引き続き実施し、ネットワークの形成を図ります。
フリーマーケットの開催(新規)	福祉課	子育て支援センターを中心に、フリーマーケットを開催しています。子育て家庭だけでなく、地域の人からも物品の提供があり、幅広い層からの参加者がある状況です。 【今後の方向性】 今後も子育て家庭だけでなく、地域住民にも子育て支援に関心をもってもらうため、情報提供に努めます。
世代間交流の推進	福祉課	地域住民が乳児を訪問する「ほのぼのえがおの日」、新年度1年生になった子どもを預かる「新1年生サポート事業」を行っています。また、高齢者が集う場所でのイベントの開催も行い、世代間の交流機会をつくっています。 【今後の方向性】 今後も活動の展開を図ります。また、出張子育てと子育て支援センターの認知度の向上を図るために専用車を使った活動を検討します。さらに、保育所、学校、福祉施設等へのイベントプログラムの提供を図ります。
読み聞かせの実施	教育委員会 福祉課	子どもたちへの絵本の読み聞かせグループ「つくしんぼ文庫」により、読み聞かせを実施しています。 【今後の方向性】 今後も「つくしんぼ文庫」の活動を支援し、継続して実施します。

(2) 家庭教育の充実

事業名	担当課	内容
家庭教育講座の実施	教育委員会	<p>就学時健診を活用して、保護者向けに睡眠やフッ化物洗口等について講座を実施するとともに、保健師による相談会も行っています。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>今後も就学時健診や入学説明会時に保護者に向けた周知等を行います。</p>
五ヶ瀬町家庭教育五ヶ条の推進(新規)	教育委員会	<p>五ヶ瀬町家庭教育五ヶ条は、早寝・早起き・朝大豆をキャッチフレーズに、元気なあいさつ・質の良い睡眠・家族のふれあい・食育・ノーマディアを柱として、現在、そして将来の五ヶ瀬を支える人材の育成を推進しています。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>今後も家族や地域、学校で取り組むよう推進します。</p>

(3) 子育てに配慮した生活環境の充実

事業名	担当課	内容
住宅環境の充実	総務課 企画課	<p>公共賃貸住宅においては、子育て期の多子世帯等がゆとりある住宅に入居できるよう、考慮しています。また、持家または借家を含め、住宅確保に関する情報提供に努めています。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>今後も入居相談や申し込みに際し、考慮して推進します。また、子育て世帯が住めるような住居を確保するために、空き家バンクの登録数を確保します。</p>
子育てバリアフリーの推進	福祉課	<p>役場等には多目的トイレを設置しており、子育て世帯が安心して利用できるトイレの整備を進めています。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>今後も整備する公共施設等については、関係各課、関係機関と連携を図り、バリアフリー化を推進します。また、既存施設については、可能な限り改修等を検討し、バリアフリー化に努めます。</p>

事業名	担当課	内容
道路環境の整備	福祉課	<p>保育所の散歩コース等について安全点検を実施し、子どもの安全確保に努めています。危険箇所等の対応が必要な箇所については整備を進めています。</p> <p>【今後の方向性】 今後も関係各課、関係機関との連携を図り整備に努めます。</p>
交通安全教育の充実	総務課 教育委員会 福祉課	<p>保育所、各学校において、毎年「交通安全教室」を実施しています。交通安全協会の人々が学校を訪問し、指導をしています。また、各学校の集会等を活用し、交通安全指導をしています。</p> <p>【今後の方向性】 今後も保育所、学校等での交通安全教室を実施します。また、集団登校時の交通事故の危険性もあるため、関係機関が連携を図りながら、対応します。</p>
防犯設備の整備	福祉課 総務課 教育委員会	<p>通学路や公園等における防犯灯の整備を順次進めています。保育所の散歩コース等について安全点検を実施し、子どもの安全確保に努めています。</p> <p>【今後の方向性】 今後も各種事業等を活用し、整備の推進に努めます。</p>
防犯対策の充実	総務課 教育委員会	<p>防犯指導については、各学校の危機管理マニュアルに基づいて指導をしています。また、全国で発生した事件や事案等に基づき、適宜各学校において指導をしています。</p> <p>【今後の方向性】 今後も各学校での防犯対策を強化するとともに、防犯機器の配布等を継続して実施します。</p>
子ども連絡所等緊急避難所の促進	総務課 教育委員会	<p>子どもの安全確保のため、地域のガソリンスタンド等を緊急避難所として設定し、設置を進めています。</p> <p>【今後の方向性】 今後も継続して設置を進め、情報提供に努めます。</p>

第6章 事業計画

1 教育・保育の提供区域の設定

(1) 教育・保育提供区域について

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があります。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定することとしています。

(2) 五ヶ瀬町の提供区域について

「教育・保育提供区域」は、子ども子育て支援法の規定に基づき、五ヶ瀬町全域を1区域として設定します。

(3) 児童の将来人口推計

<5歳以下各歳人口の推計>

単位：人

	平成30年 (実績)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	20	18	18	17	16	16
1歳	17	19	19	19	18	17
2歳	26	22	20	20	19	19
3歳	26	19	24	22	21	21
4歳	30	29	20	25	23	23
5歳	27	28	31	21	26	24
合計	146	135	132	124	123	120

資料：住民基本台帳（コーホート法を用いて算出）

2 子ども子育て支援給付

(1) 施設型給付

現在、公立保育所が2園あり、保育等を実施しています。

事業名	担当課	内容
保育所	福祉課	保育所において、保護者の仕事や病気などの理由により、家庭での保育ができない子どもを保護者にかわって教育・保育を行う事業です。
認定こども園	福祉課	保育所・幼稚園のうち、保護者が働いている、いないにかかわらず、子どもを受け入れて、教育・保育を一体的に行うとともに、子育ての不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などの支援を行う事業です。

(2) 地域型保育給付

現在は、町内での実施がありません。

事業名	担当課	内容
小規模保育	福祉課	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下の保育を行う事業です。
家庭的保育	福祉課	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、家庭的保育者の居宅等の場所で、家庭的保育者が利用定員5人以下の保育を行う事業です。
居宅訪問型保育	福祉課	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、保育を必要とする乳幼児の居宅で、家庭的保育者による保育を行う事業です。
事業所内保育	福祉課	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設で事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業です。

(3) 地域子ども・子育て支援事業等の実施状況（令和元年度）

事業名	実施状況	第二期予定
①利用者支援事業	-	○
②地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）	○	○
③妊婦健康診査	○	○
④乳児家庭全戸訪問事業	○	○
⑤養育支援訪問事業	-	○
⑥子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）	-	-
⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	-	-
⑧一時預かり事業	○	○
⑨延長保育事業	○	○
⑩病児・病後児保育事業	-	-
⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	-	-

※放課後児童クラブは未設置ですが、本町においては放課後こども教室を実施しています。



(4) 教育・保育量の見込みと確保方策

		令和2年度				
		1号	2号		3号	
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外 3～5歳	0歳	1、2歳
量の見込み		2	67		18	36
			13	54		
確保方策	特定教育・保育施設					
	保育所			54	18	36
	幼稚園	0	0			
	認定こども園	0	町外 13	0	0	0
	特定地域型保育事業				0	0
確保状況		▲2	0		0	0

		令和3年度				
		1号	2号		3号	
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外 3～5歳	0歳	1、2歳
量の見込み		2	67		18	34
			13	54		
確保方策	特定教育・保育施設					
	保育所			54	18	34
	幼稚園	0	0			
	認定こども園	0	町外 13	0	0	0
	特定地域型保育事業				0	0
確保状況		▲2	0		0	0

第6章 事業計画
2 子ども子育て支援給付

		令和4年度				
		1号	2号		3号	
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外 3～5歳	0歳	1、2歳
量の見込み		2	59		17	34
			11	48		
確保方策	特定教育・保育施設					
	保育所			48	17	34
	幼稚園	0	0			
	認定こども園	0	町外 11	0	0	0
	特定地域型保育事業				0	0
確保状況		▲2	0		0	0

		令和5年度				
		1号	2号		3号	
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外 3～5歳	0歳	1、2歳
量の見込み		2	61		16	33
			12	49		
確保方策	特定教育・保育施設					
	保育所			49	16	33
	幼稚園	0	0			
	認定こども園	0	町外 12	0	0	0
	特定地域型保育事業				0	0
確保状況		▲2	0		0	0

		令和6年度				
		1号	2号		3号	
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外 3～5歳	0歳	1、2歳
量の見込み		2	59		16	32
			11	48		
確保方策	特定教育・保育施設					
	保育所			48	16	32
	幼稚園	0	0			
	認定こども園	0	町外 11	0	0	0
	特定地域型保育事業				0	0
確保状況		▲2	0		0	0

提供体制、確保策の考え方

施設	施設数	定員（合計）
公立保育所	2園	155人

1号認定及び2号認定（幼児期の学校教育の利用希望が強い）の見込み量については町内に幼稚園・認定こども園がないため、近隣で確保します。その他の2号認定及び3号認定の見込み量については、公立保育所2園（定員155人）の体制で実施します。

教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

令和3年度以降、児童数の減少が見込まれるため、既存の施設（公立保育所2園）において利用定員の弾力運用を行いながら見込み量を確保します。利用希望や施設の状況によって、利用定員の変更も検討していきます。

3 地域子ども・子育て支援事業等

(1) 利用者支援事業

子どもやその保護者が、保育園・認定こども園等での保育や教育、一時預かり、放課後児童クラブなどの地域子ども・子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、身近な場所でコーディネーターによる情報提供・紹介を行う事業です。

令和2年度に子育て世代包括支援センターを設置し、相談等の業務を行います。

※子育て世代包括支援センター：主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健医療または福祉に関する機関との連絡調整を行うなど、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して切れ目のない支援を提供するワンストップ拠点のこと。

■量の見込み

単位(か所)

	令和 元年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	0	1	1	1	1	1
確保の内容	0	1	1	1	1	1
確保状況	0	0	0	0	0	0

(2) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置をすることにより、地域子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進する事業です。本町では平成24年度から1か所で実施しています。

今後はニーズに対応できるよう、体制整備に努めます。

■量の見込み

単位(人日/月)

	令和 元年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	229	200	200	200	200	200
確保の内容	219	200	200	200	200	200
確保状況	10	0	0	0	0	0

※見込み値は、実績より1日10人利用の月20日間の合計値で見込んでいます。

(3) 妊婦健康診査

安心・安全に出産できる体制づくりを進めるため、妊産婦・乳児・乳幼児に対して健康状態の把握等を実施します。

実施時期：通年実施

検査回数：14 回程度

検査項目：健康状態の把握、医学的検査

今後も現在の実施体制で取り組みます。

■量の見込み

単位(人)

	令和 元年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	22	18	18	17	16	16
確保の内容	15	18	18	17	16	16
確保状況	7	0	0	0	0	0

※見込み値は、過去5年の住民基本台帳を基にした0歳児の人口推計値で見込んでいます。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

子育ての孤立化を防ぐために、生後4か月を迎えるまでの、すべての乳児のいる家庭を訪問し、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図る事業です。

実施体制：2人（保健師、子育て支援センター保育士等で対応）

今後も現在の実施体制で取り組みます。

■量の見込み

単位(人)

	令和 元年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	22	18	18	17	16	16
確保の内容	9	18	18	17	16	16
確保状況	13	0	0	0	0	0

※見込み値は、過去5年の住民基本台帳を基にした0歳児の人口推計値で見込んでいます。

(5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行っています。事業としての実施は行っていませんが、気になるご家庭には、保健師等が訪問を行い支援しています。

今後も現在の実施体制で取り組みながら、令和4年度までに、子ども家庭総合支援拠点の整備を検討します。

※子ども家庭総合支援拠点：すべての子どもと家庭及び妊産婦等の課題に対し、子ども支援の専門性・人的資源を組織・ネットワーク化し、相談・ソーシャルワーク（生活しやすい社会や仕組みを構築する）対応ができる拠点のこと。

■量の見込み

単位(人)

	令和 元年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	3	0	0	0	1	1
確保の内容	0	0	0	0	1	1
確保状況	0	0	0	0	0	0

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）

保護者が病気・疲労、仕事などの理由により家庭において子どもを養育することが困難となった場合、児童養護施設等で子どもを一時的に預かり、必要な保護を行います。町内には該当する施設等はありません。

■量の見込み

単位(人日/年)

	令和 元年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	0	0	0	0	0	0
確保の内容	0	0	0	0	0	0
確保状況	0	0	0	0	0	0

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

仕事と家庭の両立及び子育てを支援するため、子どもを預かってほしい人（依頼会員）と子どもを預かることができる人（協力会員）とを会員として組織し、会員相互の活動を支援する事業です。現在、事業は実施していません。

■量の見込み

単位(人日/年)

	令和 元年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	0	0	0	0	0	0
確保の内容	0	0	0	0	0	0
確保状況	0	0	0	0	0	0

(8) 一時預かり事業

認定こども園に通園する園児を対象に、教育時間終了後の預かり保育を実施するものです。また、就労形態の多様化に伴う一時的な保育や、専業主婦家庭等の育児疲れの解消、緊急時の保育等に対応するため、未就園児を一時的に預かる事業を実施しています。

今後も現在の実施体制で取り組みます。

■量の見込み

単位(人日/年)

			令和 元年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
在園児対象	1号認定 による利用	量の見込み	0	0	0	0	0	0
		確保の内容	0	0	0	0	0	0
		確保状況	0	0	0	0	0	0
	2号認定 による利用	量の見込み	0	0	0	0	0	0
		確保の内容	0	0	0	0	0	0
		確保状況	0	0	0	0	0	0
一時預かり	保育園等	量の見込み	180	72	72	72	72	72
		確保の内容	35	72	72	72	72	72
	確保状況	145	0	0	0	0	0	

※見込み値は、実績を踏まえ月2回を3人利用の年12か月の合計値で見込んでいます。

(9) 延長保育事業

保護者の就労形態の多様化などに伴う延長保育のニーズに対応するため、保育所の11時間の開所時間を越えて、さらに30分以上、開所時間を延長して保育を行う事業です。本町では全園で実施しています。

今後も現在の実施体制で取り組みます。

■量の見込み 単位(人)

	令和 元年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	50	17	16	15	15	15
確保の内容	12	17	16	15	15	15
確保状況	38	0	0	0	0	0

※見込み値は、ニーズ結果を踏まえ見込んでいます。

(10) 病児・病後児保育事業

保護者が就労等により、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等に付設された専用スペースまたは事業のための専用施設で、一時的に保育する事業です。本町においては、対応できる施設がありません。

今後は、ニーズを踏まえて検討します。

■量の見込み 単位(人日/年)

	令和 元年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	99	135	133	126	125	122
確保の内容	0	0	0	0	0	0
確保状況	0	▲135	▲133	▲126	▲125	▲122

※見込み値は、ニーズ結果を踏まえ見込んでいます。

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

児童の保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生の児童に対し、保育施設等で放課後及び長期休暇等に預かり、児童の健全育成を図る事業です。本町では放課後こども教室で対応しています。

今後も現状の体制で放課後こども教室の充実を図ります。

■量の見込み(放課後児童クラブ)

単位(人/年)

	令和 元年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
放課後児童クラブ見込み量	0	32	32	32	30	30

■量の見込み(参考 放課後こども教室)

単位(人/年)

		令和 元年度 (実績)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
放課後こども教室見込み量		180	144	151	146	139	126
量の見込み	1年生	77	23	28	21	18	17
	2年生		19	23	28	21	18
	3年生		30	19	23	28	21
	4年生	82	25	30	19	23	28
	5年生		26	25	30	19	23
	6年生		21	26	25	30	19
確保状況		21	144	151	146	139	126

※見込み値は、対象児童の9割が利用するものとして見込んでいます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき、日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

今後、国から提示される事業の内容を踏まえて、対象者数や事業の効果等を勘案しながら、事業の実施について検討していきます。

(13) 多様な主体が新システムに参入することを促進するための事業

教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

今後、国から提示される事業の内容を踏まえつつ、地域の教育・保育施設等の事業者の状況等も十分に勘案したうえで、事業の実施について検討していきます。

第7章 計画の推進体制

1 計画の推進に向けた役割

(1) 家庭の役割

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭が子どもの基本的生活習慣の確立や人格形成等にとって重要な役割と責任を持っていることを認識する必要があります。このことを踏まえ、子どもとのスキンシップやコミュニケーションを通して、明るい家庭を築くとともに子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが必要です。また、家庭では、女性だけが子育てに大きな負担を負うことがないように、男女が協力して子育てを進めることが大切です。

(2) 地域の役割

子どもにとって、地域は充実した健全な日常生活を営んでいく上で重要な場であり、子どもは地域との関わりの中で社会性を身につけ、成長していきます。そのため、地域は、家庭環境、心身の障がいの有無等に関わらず、すべての子どもが、地域住民との交流を通じて健全に成長できるよう支援していくことが大切です。また、地域全体で子育て中の家庭を支え、子どもの「自ら育とうとする力」を伸ばすため、地域で活動しているさまざまな団体が、行政や住民と連携し、互いに補いながら子どもの健全な成長を支援することが重要です。

(3) 企業・職場の役割

働いているすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするとともに、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識などを解消し、働きやすい職場環境をつくるのが大切です。そのため、事業者・職場自体が、このような職場環境をつくるよう努めるとともに、働く人々がこのような認識を深めることが重要です。

(4) 行政の役割

行政は、子育て支援のための保健・医療・福祉、教育、生活環境など多様な分野にわたる取り組みが必要であるため、関係部局間の連携を図り、総合的な施策の推進に努め、情報発信を行っていきます。

また、国、県、近隣市町村、保健所、児童相談所等の関係機関との連携の一層の強化に努め、施策・事業等の計画的な推進を図っていきます。

2 計画の達成状況の点検・評価

本町では、「五ヶ瀬町子ども・子育て会議」において、各年度における「子ども・子育て支援事業計画」に基づく施策の実施状況（教育・保育施設の認可等の状況を含む）や、これに係る費用の使途実績等について点検・評価し、この結果を公表します。

あわせて、事業計画においては、個別事業の進捗状況に加え、計画全体の成果についても点検・評価していきます。

また、必要に応じ、計画期間の中間年を目安として、計画の見直しを実施するとともに、計画の進捗状況等はホームページ等で公表します。

資料編

1 五ヶ瀬町子ども・子育て会議設置条例 ……………

平成25年9月24日五ヶ瀬町条例第19号

五ヶ瀬町子ども・子育て会議設置条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、五ヶ瀬町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項に関し調査審議し、答申又は意見を述べることができる。

- (1) 五ヶ瀬町子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (3) 特定教育・保育施設に関すること。
- (4) 特定地域型保育事業に関すること。
- (5) 児童福祉、母子福祉、母子保健等に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子どもの保護者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他町長が必要であると認めた者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議は、会長が召集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、児童福祉担当課において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第8条 町は、委員に対し、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第22号)の定めるところにより、報酬及び費用弁償を支給する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 五ヶ瀬町子ども・子育て会議委員名簿・・・・・・・・・・

所 属 職 名	氏 名
議会文教福祉常任委員会委員長	小笠 まゆみ
公民館長会会長	松本 秋雄
民生委員児童委員協議会副会長	後藤 寿夫
主任児童委員	岡田 智子
子育て支援センター	戸高 和代
三ヶ所小学校放課後子ども教室代表	藤岡 吉照
社会福祉協議会事務局長	渡邊 竜洋
校長会会長	高橋 慎一郎
五ヶ瀬町PTA連絡協議会会長	興梠 英樹
五ヶ瀬中央保育所保護者会会長	飯干 大介
鞍岡保育所保護者会会長	秋岡 孝徳
五ヶ瀬中央保育所所長	甲斐 富久美
鞍岡保育所所長	黒木 妙子
教育委員会教育次長	甲斐 津世志
福祉課保健衛生グループ長	中村 美保子

事 務 局	氏 名
福祉課長	武内 秀元
福祉課福祉グループ長	山中 信義
福祉課福祉グループ	原 翔大

3 策定経過

開催日・期間	会議等	主な協議内容
平成31年 2月13日～2月22日	アンケート調査	
3月15日	ヒアリング調査	・ 保育所、関係団体ヒアリング
3月25日	平成30年度 第1回子ども・ 子育て会議	・ 平成30年度事業進捗状況 ・ 現在の子育て事業 ・ 第二期五ヶ瀬町子ども・子育て支援事業計画 の策定について
令和元年 10月24日	平成31年度 第1回子ども・ 子育て会議	・ 子ども・子育て事業計画ニーズ調査結果報告 ・ 子ども・子育て支援事業計画の概要について ・ 保育料無償化についての説明
令和2年 2月26日	第2回子ども・ 子育て会議	・ 第二期五ヶ瀬町子ども・子育て支援事業計画 について

第二期五ヶ瀬町子ども・子育て支援事業計画

令和2年度～令和6年度

発行年月：令和2年3月

発行：五ヶ瀬町 福祉課

〒882-1295

宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所 1670 番地

電話：(0982)82-1702

<http://www.town.gokase.miyazaki.jp>
